

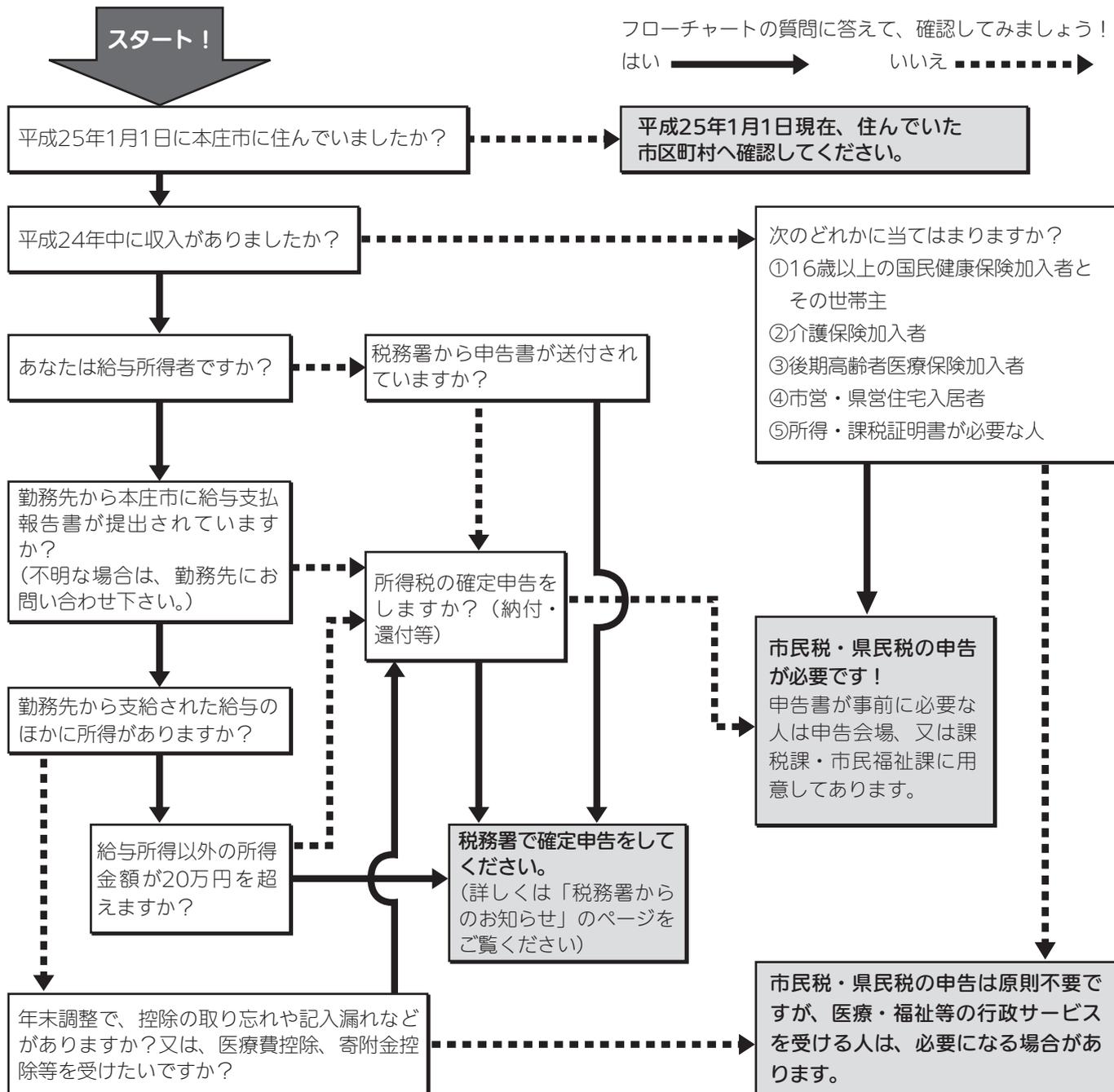
# 市民税・県民税の申告は正しく、期限内に!

申告期間は、2月13日(水)から3月15日(金)までです。

今年も申告の時期になりました。毎年、期限間近になると会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

2月13日(水)から19日(火)までは、総合支所での受付です。20日(水)から3月15日(金)までは市役所6階大会議室での受付になります。日程と会場については、日程表をご確認ください。★課税課 ☎ 1123

あなたの申告は市民税・県民税申告?それとも確定申告?



※このフローチャートは一般的な例です。

次に該当する人は、税務署で申告してください。

①青色申告②平成23年分以前の確定申告③死亡者の確定申告④土地・建物・株等の譲渡所得⑤雑損控除⑥住宅借入金等特別控除⑦山林所得⑧災害減免⑨外国税額控除⑩外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受けたい

申告日程表

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	会場	地区
2月	13	水	総合支所大会議室	第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖
	14	木		宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳
	15	金		秋山、風洞、西小平、東小平
	16	土		市内全域（市民税・県民税申告優先）
	18	月		長浜町、鍛冶町、上町、下町
	19	火		仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域
	20	水	市役所6階大会議室	前原、南、緑、栗崎
	21	木		東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)
	22	金		日の出
	25	月		五十子、朝日町、東富田、今井
	26	火		四季の里、北掘、西五十子、東五十子、四方田
	27	水		寿、けや木
	28	木		傍示堂、鶴森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬
	3月	1		金
3		日	市内全域（市民税・県民税申告優先）	
4		月	沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺	
5		火	千代田、見福	
6		水	中央、本庄	
7		木	若泉、銀座	
8		金	駅南、共栄、吉田林、上真下、下真下、児玉町共栄、高関	
11		月	栄、柏	
12		火	小島	
13		水	西富田、蛭川、下浅見、入浅見	
14		木	小島南、下野堂	
15	金	市内全域（市民税・県民税申告優先）		

申告時に必要なもの

- ①印鑑
- ②収入金額や経費が分かるもの
- 給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票
- 事業所得（営業、農業）、不動産所得のある人：収支内訳書
- 配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書
- ③各種の控除を証明できるもの

▼保険料控除、寄附金控除を受ける人：社会保険（任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等）、生命保険（一般、個人年金、介護医療）、地震保険（経過措置の損害保険を含む）、寄附金の領収書又は支払証明書

※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている

▼医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補填された金額がわかる書類

▼障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

▼障害者控除の対象者認定書（下記を参照）など

※収入内訳書・医療費の明細書はあらかじめ作成しておく、必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

「市民税・県民税申告書」を事前に自分で作成する人には、申告書を郵送しますので、課税課までご連絡ください。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申告は期限内に

申告は3月15日（金）までにお願います。なお、期限内に申告をしない人は、平成25年度（平成24年分）所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。



介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について



介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで、障害者控除を受けられます。

対象 65歳以上の人で、次の①②のいずれかに該当する人

- ①平成24年12月末時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
- ②平成24年中に死亡した人で、亡くなった時に要介護2から5までのいずれかの認定を受けていた人

申請方法 本人又は代理人が、介護保険被保険者証を持参のうえ左記へ

- ★介護いきがい課 ☎1771
- 9、市民福祉課 ☎1333
- 1（内線313）